文 主

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

実

当事者の求めた裁判 第一

控訴の趣旨

原判決を取り消す。 1

中労委昭和五九年(不再)第六二号、第六三号及び第六四号事件について、被 控訴人が昭和六一年三月一九日付けでした命令中、主文第1項ないし第3項及び第 4項のうち控訴人の再審査申立を棄却した部分を取り消す。

訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とし、参加によって生じた費用は 、二審とも補助参加人らの負担とする。

控訴の趣旨に対する答弁

本件控訴を棄却する。

第二 当事者双方の事実の主張は、原判決事実摘示第二記載のとおり。

当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がなく、棄却すべきものと判断する。そ の理由は、次のとおり付加するほかは、原判決理由説示のとおりであるから、これ を引用する。

原判決書一五枚目裏七行目の「が結成され」を「を結成し」と改め、同八行目 の「ユニオン・ショップ協定」の次に「(なお、その具体的内容は、成立に争いが の「ユニオン・ショッフ協定」の次に「(なお、その具体的内容は、成立に争いかない乙第二五七号証によれば、「会社は従業員が組合に加入し、又その役員となる権利を確認する。原則として、会社の従業員は組合員とする。但し、組合に加入しない者、脱退した者、及び組合から除名された者の取扱は、会社及び組合の合同協議によるものとする。」というものであることが認められる。)」を加え、同一六枚目表三行目から四行目の「第二四八、第二五〇」を「第二四八」と、同五行目の「第四五三号証、」を「第四五三、第四六六号証」とそれぞれ改め、同七行目の「第四五三号証、」を「第一〇ないし第一二、第一四、第三三ないし第二、」を加え、「第一一〇」の「第五九」を「第六〇」と改め、同行の「第一一〇」の「第二一〇」を加える 次に「第一 ーー、」を加える。

久に 現 2 原判決書一七枚目裏一〇行目冒頭の「役員」を削る。 3 原判決書二三枚目表末行の「第三三七号証、」を「第三三七、第四六六号証」 と、同二四枚目裏末行の「ほか一七名」を「ら一七名」と改める。

原判決書二五枚目表七行目の「ネッスル日本労働組合」の次に「霞ケ浦支部」 を加える。

を加える。 5 原判決書二六枚目裏五行目の「乙第二二九及び」を「乙第三二、第一三〇、第二二九、第二五七、」と、同七行目の「第一六九ないし」を「第一七〇、」とそれぞれ改め、同二八枚目表一行目の次に行を改めて次のとおり加える。 「(四) なお、前記改正後の参加人組合の規約七〇条の二1項では「団体交渉権

は、本部、支部及び分会がもつ」とされ、新たに制定された参加人支部の規約四五条では、「支部は、組合規約にもとづき団体交渉権を有する。」とされている。また、旧組合と控訴人との間の労働協約一五条1は、「会社と組合との団体交渉は、 会社の従業員である組合員の中から選任された組合代表者と会社代表者との間で、 神戸本社に於いて行う。更に、一つの工場又は販売事務所だけに関係する事項につ いての交渉はその工場又は販売事務所の会社代表者と、組合支部代表者との間で行 う。」とされている。」

原判決書二八枚目表三行目の「及び第四六七号証」を「、第三三七、 6 原判決書二八枚目表三行目の「及び第四六七号証」を「、第二二七、第四六六、第四六七号証」と、同六行目冒頭の「七、第四六六号証」を「七号証」とそれぞれ改め、同三一枚目裏七行目の「主張するが、」から同三二枚目表二行目末尾までれなめ、同三一枚目裏七行目の「主張するが、」から同三二枚目表二行目末尾ま でを「主張する。参加人組合・参加人支部及び訴外組合のいずれもが旧組合規約の 定める組合脱退または除名の手続をとっていないことは、控訴人主張のとおりであ り、本件においては、訴外組合が旧組合を承継したものであるのか、あるいは、参 加人組合が旧組合を承継したものであるのか、または、組合の分裂という特別の法

理を適用すべき希有の事例であるのかはにわかに決しがたいところがある。しかし ながら、前記認定のとおり、参加人組合及び参加人支部は、訴外組合及び訴外支部 とは別個独立の組合活動を行い、別個に執行部役員を選出し、組合規約を制定して いるのであって、客観的にも労働者の団結体としての実体を有するに至ったもので あることは十分認めることができる(形式的な法律論さえしなければ、常識で判断 できることであろう。)から、その団結権は法律上当然保障されるべきものであ る。要するに、控訴人の団交許否等の不当労働行為の成否が争われている本件にお いては、参加人組合及び参加人支部が客観的にみて現に実体として存在すると認め られるか否かを問題とすれば足りるのであり、法律的に旧組合と参加人組合及び参加しませんがいかなる思想にある。 加人支部とがいかなる関係にあるのかということは、本件訴訟の結論に影響がな く、判断する必要もない事柄であるといってよい。控訴人は、脱退または除名の手 続がとられない以上、複数の組合は存在しえないと強調するけれども、右は労働組 合としての存在が認められるかどうかを決する基準とするにふさわしいものではな い。右手続の履践の有無は、当該組合員と旧組合あるいは両組合相互間の関係を検討するに際して問題となる事柄であり、右手続がとられていないからといって、現に存在する参加人組合や参加人支部の存在を否定することはできない。この理は、 控訴人のように、旧組合との間でユニオン・ショップ制をとっている場合も、異な るところはない。したがって、」と改める。 7 原判決書三二枚目裏二行目の「受けたのであるから、同日」を「受けたもので あり、しかも、前掲乙第三三六、第四六六号証及び成立に争いがない乙第四六四号 証によれば、控訴人は、ネッスル労組の内部抗争に多大の関心を持ち、労務部が中 心となって、組合機関紙を収集する等してその情報の収集に努めていたことが認め 心となって、個日優別域を収集する中ででは、原本において陳述した昭和六一られることも併せ考えると(ちなみに、控訴人は、原審において陳述した昭和六一年一二月五日付け準備書面(二)の二3において、参加人組合・訴外組合及び参加 人支部・訴外支部からそれぞれの執行委員就任について通知があった際、「組合規 約、組合役員の選挙の経過・結果および、組合機関紙等を慎重に検討して、」訴外 組合の真正な本部執行委員長はAであり、訴外支部の執行委員長はBであるとの結

福語になる。 (1) までいる。 (1) はいる。 (1) までいる。 (1) までいる。 (1) までいる。 (1) までいる。 (1) までいる。 (1) はいる。

9 原判決書三四枚目表八行目の「させたものである。」の次に「同一企業内に複数の労働組合が併存する場合は、使用者は、各組合の団結権を平等に承認、尊重し、各組合に対して中立的立場を取るべき中立保持義務があるところ、前記認団のとおり、控訴人は頑なに参加人組合及び参加人支部の存在を否定してう態度を取らにも一切応ぜず、団交を要求する書面も参加人組合等に送り返すという態度を取りにもしてきたこと、チェックオフについても、参加人組合及び参加人支部においてきたこと、チェックオフの中止を申し入れ、昭和五八年九月には、参加人はないの時に対しチェックオフの中止を申し入れ、昭和五八年九月には、参加人は公司に表記にあるとがあると主張する組合員から組合費相当額を控除し、しかも右組合費を供託する等であると主張する組合員から組合費相当額を控除し、しかも右組合費を供託する等

の手続をとることもなく、参加人支部と対立的立場にある訴外支部に引き渡していること等前記認定の諸事実を考え併せると、」を加え、同じたある。「意図のもとに行われたものと推認せざる」と改める。「意図のもとに行われたものと推認せざる」と改ら、「集工行目の「参加人支部に」の次に「事実関係のもとである。」と改らによる金員を付して」を加え、同三五教目表表で、「事実関係のもとにおいては、「第二教」を一方である。「事実関係のもとにおいては、「第二教」を一方であるとは、「第二教」を一方である。「本任教」が一方である。「本任教」が一方である。「本任教」が一方では、「本任教」が、「本任教、「本任教」が、「本任教」が、「本任教」が、、「本任教」が、「本任教、「本任教」が、「本任教」が、、「本任教」が、「本、、「本任教」が、「本任教、、「本任教、「本、、「本任教、「本、、「

(裁判官 上谷清 満田明彦 亀川清長)